

電波監理審議会（第1110回）議事録

1 日時

令和5年1月18日（水） 15：00～15：39

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

笹瀬 巖（会長）、大久保 哲夫（会長代理）、長田 三紀、林 秀弥、
矢嶋 雅子

(2) 審理官

村上 聡、鹿島 秀樹

(3) 総務省

（情報流通行政局）

山碓 良志（大臣官房審議官）、林 弘郷（総務課長）、
岸 洋佑（放送政策課企画官）

(4) 事務局

松田 知明（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

宮澤 茂樹（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

4 目次

(1) 開	会	1
(2) 議決事項			
	会長及び会長代理の選任	2
(3) 諮問事項			
	日本放送協会放送受信規約の変更の認可	5
(4) 報告事項			
	有効利用評価部会の活動状況	14
(5) 閉	会	18

開 会

○松田幹事 それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

本日は、会長選任までの間、事務局におきまして議事を進行させていただきます。事務局幹事の松田です。よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、引き続き感染防止策の徹底を図っていくこととされておりますことから、本日の1月期会議は、会長代理の御判断により、電波監理審議会決定第6項第5号のただし書に基づき、委員全員がウェブによる参加とさせていただいております。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、議決事項1件、諮問事項1件、報告事項1件となっております。

最初に、新たに委員に御就任いただいた方を御紹介いたします。昨年12月24日付で日比野会長が御退任され、12月25日付で新たに三井住友トラスト・ホールディングス株式会社取締役会長であります大久保哲夫委員が任命されております。

大久保委員から一言御挨拶をお願いいたします。

○大久保委員 ただいま御紹介いただきました大久保です。改めまして、よろしくお願いいたします。

私自身は、今からもう40年近く前、相当昔になりますが、まだニューメディアと言った時代に、当時の郵政省の通信政策局に出向していたことがございます。今の状況と比較しまして、もう隔世の感があると感じております。

これからもしっかりと努力して、知識を蓄え、皆様との有意義な議論に貢献をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○松田幹事 大久保委員、ありがとうございました。今後ともどうぞよろしく
お願いいたします。

議決事項

会長及び会長代理の選任

○松田幹事 それでは、議決事項といたしまして、会長を選任いたしたいと存
じます。

会長の選任につきましては、電波法第99条の2の2第2項におきまして、
「委員の互選により選任する」と規定されております。

まず、会長の候補者の御推薦をいただきたいと思いますが、いかがでしょう
か。

○林委員 林でございます。それでは、僭越ではございますが、私からひとこ
と推薦の辞を申し述べさせていただきたく存じます。今般の会長の選任にあた
りまして、これまで長きにわたり、主に情報通信技術の分野においてその学術
動向全般に精通しておられ、かつ本審議会においても、これまで部会長代理と
して、電波監理行政に多大な貢献をしてこられました笹瀬会長代理を、僭越な
がら会長に推挙申し上げたいと存じます。よろしく御審議の程お願いいたしま
す。

○松田幹事 ただいま、林委員から笹瀬会長代理を会長に御推薦いただきまし
たが、皆様、いかがでしょうか。

○長田委員 賛成いたします。

○矢嶋委員 私も賛成いたします。

○大久保委員 賛成いたします。

○松田幹事 御異議ないようですので、笹瀬会長代理、お引受けいただけますでしょうか。

○笹瀬代理 はい、よろしくお願いいたします。引き受けさせていただきます。

○松田幹事 それでは、会長は笹瀬会長代理にお願いいたしたいと思います。
改めまして、会長から一言御挨拶いただければと思います。

○笹瀬会長 それでは、一言だけ御挨拶させていただきます。

大久保委員が新任で入られたこともありますので、少しだけ説明をいたします。

この御時世、社会経済を受けまして、5GやIoTに代表されるように、放送と通信の重要性は日増しに増加しております。ということで、国民の共通の財産である電波の公平かつ有効な利活用というのはますます重要になるということで、この電波監理審議会が果たすべき役割、責任はさらに大きくなっております。

そういう背景から、今年の6月に公布されました新しい電波法、放送法によりまして、この電波監理審議会の機能が強化されておりました、特に昨年10月に発足した電波の有効利用評価部会は精力的に活動を行っております。

電波監理審議会の委員の皆様、それから電波有効利用評価部会の特別委員の皆様、及び総務省の関係者の皆様のさらなる御支援、御協力が必要不可欠です。私も精いっぱい会長としての責務を果たしたいと思いますので、どうぞよろしく御支援、御協力をお願いいたします。簡単ですが、御挨拶とさせていただきます。

大久保委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○大久保委員 はい。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 皆様もどうぞよろしくお願いいたします。

○長田委員 よろしくお願いいたします。

○松田幹事 笹瀬会長、ありがとうございました。

会長が選任されましたので、ただいまから笹瀬会長に議事の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 それでは、これから私が議事の進行を務めさせていただきます。

最初に、私がこれまで務めておりました会長代理の選任について行いたいと思います。

会長代理につきましては、電波法第99条の2の2第4項におきまして、「あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならない」と規定されております。私が会長に選任されたことを受けまして、会長代理を大久保委員にお願いしたいと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

○林委員 賛成いたします。

○長田委員 賛成です。

○矢嶋委員 賛成いたします。

○笹瀬会長 大久保委員、お引受けいただけますでしょうか。

○大久保委員 はい。大変重たい役割と認識しておりますが、謹んで引き受けさせていただきますと思います。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。それでは、会長代理は大久保委員にお願いしたいと思います。

大久保委員、会長代理として一言御挨拶をお願いいたします。

○大久保代理 恐れ入ります。ただいま会長代理に選任をしていただきました。御承知のとおり、不慣れな部分も多いかと思っております。皆様方の御協力を得た上で、微力ながらも笹瀬会長をお助けしてまいりたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、審議に入ります。まず情報流通行政局の議事に入りますので、情報流通行政局の職員に入室するように、御連絡をよろしくお願いいたします。

(情報流通行政局職員入室)

○笹瀬会長 よろしくお願いいたします。

それではまず、審議に先立ちまして、総務省の皆様に御挨拶をさせていただきます。

先ほど、電波監理審議会委員の互選によりまして、私が電波監理審議会会長に就任させていただきました笹瀬です。どうぞよろしくお願いいたします。

○大久保代理 会長代理を務めます大久保です。よろしくお願いいたします。

諮問事項

日本放送協会放送受信規約の変更の認可

○笹瀬会長 それでは議事を開始させていただきます。

まず、諮問第1号「日本放送協会放送受信規約の変更の認可」につきまして、岸放送政策課企画官から説明をよろしくお願いいたします。

○岸放送政策課企画官 総務省放送政策課で企画官をしております岸と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、本日諮問させていただいております、NHKの放送受信規約の改正に係る認可の申請案につきまして、御説明をさせていただきます。

概要資料をあらかじめお送りさせていただいているかと思えます。そちらに沿いまして、まず、NHKから申請のあった内容の概略につきまして御説明をいたします。

こちらにつきましては、昨年成立いたしました電波法及び放送法の一部を改

正する法律の受信契約の締結に応じない者を対象とする割増金制度、これに対応する放送受信規約の改正ということになります。

この割増金制度につきましては、正当な理由なく期限までに契約の申込みを行わないテレビの設置者について、不公平を是正するための制度と位置づけてございます。

この制度を導入する狙いですが、これによりまして受信料の支払い率が向上し、受信料値下げが可能になるということも期待されるといったところでございます。

この制度に対応するためのNHKの放送受信規約の改正内容について御説明いたします。

まず、第2条から第5条の部分につきましては、放送法におきまして、放送受信規約の記載事項を具体的に列挙する改正を行っておりますので、これに対応するものでございます。

例えば、第2条契約単位の明確化、とございますが、放送受信契約の単位は住居と事業所とで違うわけでございますけれども、これをしっかり書き分けるといった改正、第3条は、契約書の提出期限の明確化、これはもともと現行では「遅滞なく」というふうに規約では書かれておりますけれども、これを「受信機設置の翌々月の末日」といった形で明記をいたします。

第4条、成立時期の明確化、こちらにつきましても、「NHKと設置者との意思表示の合致の日」といった形で明確化を図ります。

第5条につきましては、例えば、地上契約から衛星契約に変更した場合に、いつまで地上契約の受信料を払って、いつから衛星契約の受信料を支払うことになるのかといったことにつきまして、具体的に書くという改正内容でございます。

続きまして、第6条でございます。これは、支払い手段の多様化への対応と

ということで、これまで継続振込といった形でお支払いいただく方法も可能でありまして、基本的には御自宅にNHKから請求書が送られてきて、それを例えばコンビニとか郵便局の窓口でお支払いいただくといったような形でありませうけれども、こういう継続振込の方法の一つとして、お手元のスマートフォンの中に決済アプリがあれば、その決済アプリ上でも継続振込のお支払いが可能となるように、規約上措置をするものでございます。

第12条、第12条の2が、先ほど申し上げました割増金制度に直接対応するための改正事項でございます。

第12条第1項は、どのような場合に割増金を請求できるのか、不正な手段を具体的に列挙してございます。

第2項本文は、正当な理由なく契約の申込みをしない場合の割増金の請求につきまして、もともと支払うべき受信料と、その2倍に相当する割増金を請求できるといったことを規定してございます。

第12条第2項ただし書と第12条第3項につきましては、もともと料額の低い契約で結んでおられたのが、本来高い種別の契約、例えば典型的には、本来は衛星契約を締結すべきところ、地上契約を締結していたような場合が想定されますが、このような場合には、差額を払っていただくとともに、その差額の2倍の割増金を請求できる旨を規定してございます。

その他の改正条項につきましては、形式的な修正となっております。

そして、附則の第1項、施行期日でございますが、予定どおり答申いただいて認可をするということになりますれば、令和5年4月1日からの施行ということでございます。

そのほか、附則におきまして、割増金の適用対象ですけれども、当然、施行日より前から設置をしているけれども契約されていない方も対象になり得るわけですが、割増金の請求というのは施行日以後の分について発生しますといっ

たことを、経過措置として規定するものでございます。

以上が、申請の概要でございます。

これに対する総務省の審査の結果につきましては、諮問の説明資料に基づきまして御説明をいたします。

2 ページ目、審査の結果から御説明をいたします。

総務省におきましては、①受信設備設置者に不当な不利益を課すものとなっていないか、それと、②協会に課された業務の円滑かつ確実な遂行の確保に支障が生じないかという観点から、審査を行いました。

まず、2 条から 5 条、規約の記載条項の明確化に対応するための改正でございます。こちらにつきまして、①契約手続・内容の予見性を高めるものであるため、不当な不利益を課すものではないと考えられること、それから②今回の改正前後を通じまして、受信料債権の発生時期あるいは徴収額に変更が生じるものではありませんで、協会の業務の円滑・確実な遂行の確保に支障を及ぼすものではないというふうに判断しております。

続いて、6 条の支払い手段の多様化への対応ですけれども、こちらにつきましても、受信設備設置者にとって利便性を高めるものであり、かつ、利便性の向上を通じて受信料の徴収の適正化につながり得るものであるため、いずれも認可して差し支えないものと判断してございます。

続いて 3 ページ目を御覧いただければと思います。

割増金の部分でございます。この①のところですが、受信設備設置者に帰責事由があるということが前提になっていること、個別の事情によっては協会の裁量で制裁が猶予される余地がある点で、不当に不利益を課すものとはなっていないと認められると考えております。

加えまして、割増金制度の適切な運用あるいは抑止効果によりまして受信料の支払い率の向上が期待されるため、業務の円滑かつ確実な遂行の確保に支障

を及ぼすものではないと判断をいたしました。

形式的な修正も、2つの観点から問題がない、割増金に関する経過措置につきましても、施行日以後に適用するものであるため、不当に不利益を課すものとはなっていないこと、あるいは、改正法の施行後から制裁措置が適用されるということは、法の一般原則として通常と考えられるため、協会の円滑かつ確実な遂行の確保に支障を及ぼすものとはいえないと判断してございます。

皆様の御審議よろしくお願いいたします。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見等ございますでしょうか。

○笹瀬会長 矢嶋先生、先にお願ひします。

○矢嶋委員 では、大変恐縮でございますが、先に質問致します。今回の改定案の12条で新設される2項及び3項で、割増金制度の運用に当たりまして設置の月を起算点とされるという基準点になっておりますけれども、この点についてNHKとしてどのように確認していくのかということが重要になると考えられますが、訪問による営業が少なくなる中でどのように確認されるのかにつきまして、現在の総務省の御認識を確認できればと思います。よろしくお願ひいたします。

○笹瀬会長 総務省、いかがでしょうか。御返答お願ひいただけますでしょうか。

○岸放送政策課企画官 基本的には、NHKはこれまでも、あくまで受信者の方々にNHKの公共的価値というのを御理解いただいて、納得を得た上で、自発的にお支払いいただくということを大原則としてこれまで取り組んできておられまして、この制度が導入された以降もこの基本的な方針は変わらないというふうに聞いてございます。

したがいまして、基本的には、訪問によらない営業というのを進めていく中

においても、文書あるいはインターネットあるいは放送の中でも、あらゆる手段を通じまして視聴者の方々に理解を求めていって、届出を出していただいて、それをもって設置の月を確認していくということが基本的なスタンスというふうに聞いてございます。

したがって、設置の月につきましては、割増金制度を導入した後も、基本的には受信者の方々の届出によって確認していくものというふうに承知をしてございます。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございました。理解いたしました。

○笹瀬会長 矢嶋先生、よろしいでしょうか。

○矢嶋委員 はい。

○笹瀬会長 それでは、大久保会長代理、御質問よろしく申し上げます。

○大久保代理 恐れ入ります。ちょっと私、初めてなもので、今までの議論に参加しなかったので、規約の変更の中身ではないんですけども、ちょっと手続的ところで、NHKの受信料の関係ですけれども、非常に多くの方が関係される部分になると思うんですが、割増金とか契約成立時期に関して、NHKの利用者といいますか、契約者に対する周知というものは非常に重要になるのではないかなと思うんですが、その辺り、NHKのほうとしてどのように考えているかというところをお聞かせいただければと思います。

以上です。

○岸放送政策課企画官 御質問ありがとうございます。まず、受信設備設置者の方々の契約締結に当たって、恐らく今回の改正で一番重要となってくるのは、契約の申込み期限といった中身になってくるかと思いますが、割増金のところも含めまして、放送あるいはNHKのホームページでもしっかり案内していくというふうにまずは聞いてございます。

契約の確認できない世帯に対しまして、先ほど申し上げましたとおり、文書

によりましてお知らせをしていくといったことをNHKは取り組んでございますが、その中に放送受信規約の変更内容を御案内するチラシなどを同封することもこれから検討していくと聞いているところでございます。

このように、あらゆる手段を通じまして受信者の方々の理解を得ていって、確実に周知が図れるように取り組んでいくというふうに、NHKからは聞いてございます。

以上です。

○大久保代理 ありがとうございます。理解をいたしました。今後のトラブルと申しますか、やはりそういうことを事前に防ぐ意味でも、周知というのは非常に重要だと思いますので、よろしくお願いします。

ありがとうございます。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに質問ございますでしょうか。

○林委員 林ですが、よろしいですか。

○笹瀬会長 はい、林委員、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。恐れ入ります。私からも1点、コメントをさせていただきたく存じます。先ほどの大久保会長代理の御質問とも密接に関係するかと存じますが、割増金制度についてでございます。

本日御説明いただきました資料を拝見しておりますに、やはり12条関係の、NHKが受信契約締結を遅滞した者から割増金を徴収できる制度に対して、パブコメにおいてたくさん御意見が出ているように承りました。その観点で資料を拝見しておりますと、批判的な御意見の中には、この割増金制度というのが、割増金の額が、受信契約者に対する一種の懲罰であるとか罰則的なものではないかという御理解が根底にあるのではないかと見受けられます。今回の割増金制度とは、過去分の受信料の額をかけるところの総務省令で定める倍数を超え

ない額というかたちで、その倍数を2倍とすることですけれども、それが、一種の制裁のような形で一部の受信契約者に受け止められている嫌いがあるように見受けられます。

この点、割増金の制度趣旨や割増金の法的性格というものが、一般国民からすると非常に分かりにくいのではないかと私は思っております。今回制度化された割増金というものは、あくまでも訴訟などにより受信契約を締結した後に徴収が可能となる仕組みですので、公法上の制裁でもなく、ましてや懲罰的な損害賠償でもありません。あくまで一種の民事上の違約金であるという法的整理がなされたところと理解しております。この点について、どこまで詳しく説明するかという部分はあるかとは思いますが、協会におかれては、総務省とも連携しながら、受信契約者の御理解を得ていただく努力を継続的にしっかりしていただくということが、重要なのではないかと思います。

そういった説明を尽くしていただく中で、今回の割増金制度が受信契約者に対する懲罰や制裁のようなものでは決してないんだということの理解にもつながるものと思っておりますので、その辺り、総務省のほうでも御留意をいただければと思っております。

以上です。

○岸放送政策課企画官 林委員からの御意見、ありがとうございます。私どもとしても、制度趣旨が間違った形で受信者の方々に伝わらないように、NHKともしっかりコミュニケーションを取って、正しい形で伝わるように留意をしまいたいと思います。

○林委員 よろしくお願いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

では長田委員、何か質問ございますか。

○長田委員 質問ではございませんで、皆さんの御意見を伺いながら思ってお

りましたけれども、やはり国民が公平にみんなで負担していこうという、そういう気持ちをきちんと育てていくことが大切だなと思っていますので、分かりやすくNHKとしても説明をしていく必要もありますし、国としても、この仕組みが大切だということも伝えていかなければいけないなと思っています。

いろんな事情で支払いが遅れるとか、いろんなことはあるかもしれませんが、そこはきちんと斟酌しながら、みんなでちゃんとNHKを守っていこうねというのは大切なことかなと思っています。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

事務局から何か返答等ございますか。よろしいでしょうか。

私から1点だけ。フィードバックとして、重要なことは、認可をした1年後なり2年後にどういうふうの結果が生じたか等について御報告いただけるのでしょうか。

○岸放送政策課企画官 会長、御質問ありがとうございます。今回NHKの割増金制度導入で、放送受信規約を変えてこれから運用されていくわけですが、この狙いは、冒頭申し上げましたとおり、受信料の公平負担というのがどれぐらい実現されて、実際、支払い率が上がっていくかといったところになってまいるかと思えます。

したがって、NHKから決算、業務報告書を毎年6月頃に提出を受けて、電波監理審議会にも総務省から御報告をさせていただく機会があるかと思えます。そのときに、今回の放送受信規約の改正によってどれぐらいその影響があったのか、なかったのかといったことも含めて、報告できるようにできればと考えております。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

ほかに、その他質問とか、追加の質問、御意見等ございますでしょうか。

○長田委員　　ございません。

○笹瀬会長　　それでは、諮問第1号は、諮問どおり認可することが適当である旨を答申したいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

○林委員　　了解いたします。

○長田委員　　お願いします。

○大久保代理　　はい、了解いたします。

○笹瀬会長　　それでは、そういう答申をいたします。認可適当であるという旨の答申を行いますので、よろしくお願いします。どうもありがとうございました。

○岸放送政策課企画官　　ありがとうございました。

○笹瀬会長　　以上で情報流通行政局の議事を終了いたしますので、職員の皆様は退出をよろしく願いいたします。

(情報流通行政局職員退室)

報告事項

有効利用評価部会の活動状況

○笹瀬会長　　それでは議事を再開いたしたいと思えます。

次の、報告事項「有効利用評価部会の活動状況」につきまして、事務局から御説明をよろしくお願いします。宮澤様、よろしく願いいたします。

○宮澤幹事　　御紹介ありがとうございます。有効利用評価部会事務局の宮澤でございます。有効利用評価部会の活動状況につきまして、資料に基づきまして御説明させていただきたいと思っております。

前回電波監理審議会が開催されまして以降、部会の活動状況でございますけれども、先週13日の金曜日に第9回の会合を開催いたしてございます。

部会ではこれまで、携帯電話・全国BWA事業者に対しまして、ヒアリングなどを通じまして、各事業者の周波数利用に関する方針や今後の計画など、評価に必要な事項について確認を行いながら検討を行っております。第9回の会合では、評価結果の取りまとめに向けた議論を行ってきております。

資料に記載のとおりでございますけれども、令和4年度の携帯電話及び全国BWAに係る有効利用評価の目次（案）に沿って、このような形で評価結果のまとめを行うことを考えてございます。

中身でございますが、Ⅰの「はじめに」の次でございますが、Ⅱとして「定量評価」と書いてございます。定量評価では、周波数ごとに実績評価、進捗評価を行うというものでして、2-2の定量評価各論にありますけれども、1番目は、開設計画の有効期間が満了した周波数又は開設計画の認定に係らない周波数、2番目として、有効期間中の周波数、そして3番目として、評価を行う年度に開設計画の認定の有効期間が満了する周波数と、このようなカテゴリーに分けまして、周波数ごとに評価を行ってきてございます。

それから、Ⅲの定性評価では、複数の周波数を横断した総合的に勘案した評価として、1番目のインフラシェアリングから、5番目の携帯電話の上空利用及びIoT利用まで、各事項について評価を行ってきてございます。

Ⅳは免許人ごとの総合的な所見となり、定量評価や定性評価の結果を踏まえた総合的な所見を免許人ごとに記載するというものでございます。

そして最後、Ⅴとして、今後の有効利用評価に向けての検討課題についてまとめを行うといったことを考えておりまして、次回は27日に第10回の有効利用評価部会の会合を開催する予定でして、評価結果の案について議論を行い、全体をまとめていきたいと考えてございます。

順調に議論が進めば、次回の電波監理審議会におきまして、部会からこの評価結果の案について御報告をさせていただき、御審議をいただければと考えているところでございます。

御説明は以上となります。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、何か御質問等ございますでしょうか。

有効利用評価部会の会長代理の林委員から何か補足の説明はございますでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。先ほど事務局から御説明いただいたとおりですので、私から付け加える点はございません。よろしく願いいたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

それでは、各委員から御質問等ございますでしょうか。

○長田委員 長田です。熱心に部会で御議論いただいている、大変感謝しています。いろいろ厳しい目を見ていただいた中で取りまとめをしていただけるということで、期待をしています。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。何か御意見ございますか。御質問でも結構です。

○矢嶋委員 私も、評価部会をオブザーバーとして見させていただきまして、各委員の非常に熱心な議論を実際に拝聴し、非常に信頼感を置いて審議の様子を見ておりました。評価部会の現在の活動状況につきましては安心して拝見しておりますので、引き続きの検討を期待したいと思います。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

大久保会長代理、今回初めてご出席いただきましたので、少し説明させていただきます。有効利用評価部会は、これまで9回会合を行い、私が部会長、林委員が部会長代理、そして5名の特別委員の方、技術系の方、法律系の方が半分半分ぐらいで、非常に熱心にご準備、ご議論いただきました。そして、各事業者に対して、定量評価、定性評価を2回に分けてヒアリングを行いました。

その結果をまとめて、事務局で頑張っていたいて、詳しい報告、評価結果の案が出てきている状況です。あともう1回、再来週に評価部会が開催され、さらにこの案について詰めて議論するという状況です。

よって、記載されていますように、評価部会が今年の10月に発足後、これまで、精力的に合計9回の会合で議論を重ね、今回初めてこういう報告書が、評価結果が出る状況です。

重要なことは、来年以降さらにブラッシュアップして、より周波数の有効利用ができるような環境を構築することだと思います。

何か御質問等ございますでしょうか。

○大久保代理 国民の重要な資産であります電波の有効利用ということに関する評価ということで、非常に重要な役割を担っている部会であると思いますし、皆さんがそれぞれこれまで大変精力的に議論を積み重ねられてきていると思います。改めましてまた、この評価なり、そのようなお話が出てきたときに、私なりにちょっと御質問をさせていただければと思います。本日は特に私からはございません。

○笹瀬会長 ありがとうございます。次回の電波監理審議会の段階でかなり詳しい資料が出てくると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○大久保代理 よろしく願いいたします。

○笹瀬会長 ほかに何か御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から特にございますか。よろしいでしょうか。

○宮澤幹事 はい、特にございません。

○笹瀬会長 それでは、この報告事項に関してはこれで終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上で有効利用評価部会の報告を終了いたします。

閉 会

○笹瀬会長 それでは、本日の議題は以上ですけれども、答申書につきましては、所定の手続によりまして事務局から総務大臣宛てに提出をよろしくお願いいたします。

次回の開催は、令和5年2月8日水曜日の15時からを予定しております。

事務局から何か、追加の御連絡とか何かございますか。

○松田幹事 先ほど笹瀬会長から御連絡してもらったとおり、次の開催については令和5年2月8日の15時からを予定しておりますので、御参加をよろしくお願いいたします。

以上です。

○矢嶋委員 その点につきまして委員の皆様にあらかじめお詫びしたいことがございます。恐縮ながら、次回の審議会が日程調整前に入っていた先約と重なっておりまして、冒頭出席できません。終わり次第合流させていただこうかと思っておりますが、遅刻ないし欠席となります。申し訳ございません。

○笹瀬会長 よろしく申し上げます。

ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

では矢嶋委員、お忙しいところ、よろしく申し上げます。

○矢嶋委員 はい。よろしく申し上げます。

○笹瀬会長 それでは、本日の審議会はこれにて閉会といたします。どうもありがとうございました。今年もどうぞよろしく願いいたします。以上です。